

「八ヶ岳南麓を横断する高速道路はいらない！ 国道 141 号線の改良・改修を！」

中部横断自動車道八ヶ岳南麓 新ルート沿線住民の会ニュース



No.47 2020年4月10日発行

国交省 ついに2012年に公表したルート帯関係図の 改ざんを認める！ 建設計画の見直しを！

国交省は、中部横断自動車道(長坂～八千穂)に関して2012年11月に発表した八ヶ岳南麓山岳地域3キロ幅ルート帯と里山地域に示された1キロ幅新ルート帯の関係図の改ざんを認め、今年1月31日、国交省甲府河川国道事務所ホームページでひそかに訂正した図を公表しました。

私たちは2013年1月の沿線住民の会の設立以来、国交省が提示したこのルート帯の関係図の改ざんの問題を指摘し、その訂正と公表を求めてきましたが、これまで国交省は「転記ミス」と認めながらそのミスを訂正することをかたくなに拒否してきました。そして1年半ほど前からは開き直り、審議には影響しなかったから訂正しなくても問題ないと強弁するに至っていました。

度重なる指摘と抗議、継続的な公開ヒアリングなどを通じた働きかけで、国交省はルート帯関係図を訂正・公表するに至る！

しかし沿線住民の会のこれまでの幾たびの指摘と抗議行動、超党派国会議員連盟「公共

事業チェック議員の会」との継続的な公開ヒアリングにおける国会議員や沿線住民等の指摘、国会の国土交通委員会での質疑等について国交省は自らの誤りを認め「ミス」を訂正せざるを得なくなったのです。

国交省関東地方整備局と甲府河川国道事務所が、改ざんした審議資料を用いて社会資本整備審議会道路部会関東地方小委員会及びワーキンググループで審議委員をミスリードして審議を行ったこともまた明らかとなりました。それ故、これらの審議は当然ながらやり直しが必要です。

今回公表されたルート帯関係図は、これまで沿線住民の会が点検・調査のうえ作成した図に近いものですが、それでも、まだごまかしがあることを指摘しておきます。しかし、今回、国交省が資料の改ざんを認め、それを訂正したということは、再度やり直しが必要であることを国交省自らが認めたことに他ならないということです。

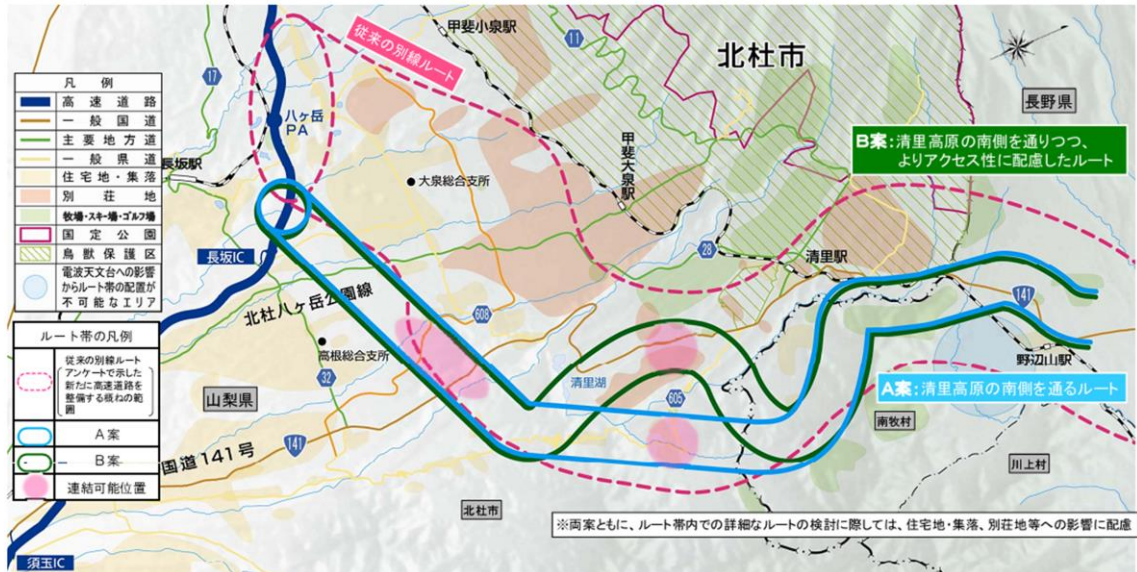
2012年の地点に戻り、ただちに1キロ幅新ルート帯案の審議のやり直しを開始することを強く求めます！

中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会運営委員会
 <連絡先> 佐々木郁子 0551-47-6260
 郵便振替 八ヶ岳新ルート住民の会 00220-7-50803
 ホームページ <https://chubuoudando.sakura.ne.jp>

国交省が改ざんを認め甲府河川国道事務所公式ホームページで改めて公表したルート帯(案)

改ざんしたルート帯関係図 (2012.11.21)

5. ルート帯(案)・連結可能位置(案)の検討



訂正したルート帯関係図 (2020.1.31)

5. ルート帯(案)・連結可能位置(案)の検討



図では、国交省は1キロ幅新ルート帯の大部分がそれまでの3キロ幅ルート帯の外側にあることをはっきりと認めています。

国交省はこれまで、3キロ幅ルート帯の住

民等にアンケート等を行い説明してきたので、その中にある1キロ幅新ルート帯の住民等にも説明してきたと強弁してきました。

しかし八ヶ岳南麓の里山地域の新ルート帯

がそれまでの山岳地域の3キロ幅ルート帯の外側に位置することを国交省自らが認めたことで、沿線住民の会が指摘してきた通り新たな1キロ幅新ルート帯地域に関係する住民等には一切事前に説明がなかったこと、複数案の提示と比較評価の機会の提供等がなかったこと、計画段階評価のプロセスに求められる住民等の参画の機会が保障されなかったこと

などもまた明らかになりました。

今回のルート帯関係図の訂正により、国交省のこれまでの説明は根底から崩壊したと言えます。従って、新ルート帯案を新聞で発表した2012年11月の段階に戻り、国交省の言う「ボタンの掛け違い」を解消し、やり直さなければならないことがはっきりしました。

再提出された意見概要書の不備がまた明らかに

沿線住民の会では、山梨県庁に対して中部横断自動車道の環境影響評価方法書に寄せられた県民等のすべての意見書の公表を求めてきましたが、山梨県庁が理由もなく拒否したため、情報開示請求を行い、すべての意見書を公開させました。その意見書を精査したところ、山梨県が2月5日に再提出した環境影響評価方法書の意見概要書に、様々な不備と不明な点があることが判明しました。沿線住民の会では山梨県に対してこの意見概要書の撤回・訂正と手続きのやり直しを求めています。県は調査をすることを約束しました。

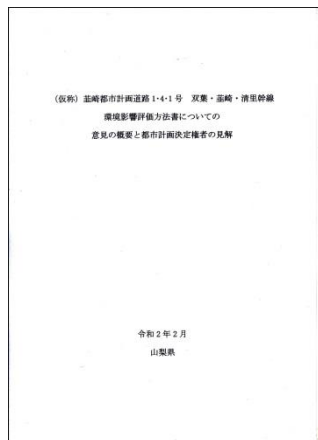
しましたが、重複して提出された意見書がどれかを具体的に明らかにしていません。これでは説明・回答になっていないのは明らかです。意見書数の件数には疑問が残ります。

再公表の意見概要書にまだ未掲載の意見書・意見項目があることが判明

山梨県庁は、意見概要書を公表し直した際、すべてを掲載したとしていましたが、更に未掲載の意見書・意見項目があることが分かりました。山梨県の長崎知事は環境影響評価方法書の手続きのやり直しを表明した記者会見の場で「(県民等からの意見書) すべて掲載することが適切であると判断し、全文掲載をしたうえで手続きを改めてスタートさせることにしました」と言明しましたが、これにも反する対応です。

山梨県庁が受理した意見書数が不明

開示された意見書には通しナンバーがふられ、「287」が最後の意見書でした。しかし意見概要書に記載された意見書数は「284」となっており、意見書数が合いません。3



月18日の面談の際にこのことを指摘すると、山梨県庁都市計画課は「FAXとメールで重複して提出された意見書が3件あったことから、意見書数は284件となります」と回答

改変された意見書の存在が明らかに

意見概要書に掲載されているある意見項目では、開示された意見書に掲載されている意見に山梨県庁が同じ文面を何度も加筆していることが判明しました。このことを指摘すると山梨県庁は「意見の内容を分かりやすくするため、重複掲載しています」と居直りの回答を行いました。しかしながら、県民から提出された意見はそのまま掲載すべきであり、

山梨県庁が手を加えることは許されないことです。これは意見書の改変に当たるのではないかと指摘しました。このような山梨県庁の対応には強く抗議します。

意見概要書に記載されている意見に ダブリ記載が複数ある

またダブリの部分は複数判明していますが、それ等すべてについての説明もありませんでした。このことは、山梨県庁が公表した「意見数494」という数字が不正確であることにも関係しているように思えます。

山梨県庁が公表し直した意見概要書に掲載されている意見書数、意見数という基本的な情報が疑わしいという事実は、行政機関が作成する文書としては不備・不明な点があることを浮かび上がらせました。

山梨県庁は、この不備・不明な点があると言える意見概要書をすぐに取り下げ、丁寧に調査・点検を行い、県民等への説明責任を果たすべきです。

3/18 山梨県庁所管と面談し 問題点を指摘！

今回も長崎幸太郎山梨県知事は面談せず、山梨県総合政策部秘書課も出席せず、山梨県県土整備部高速道路推進課課長、都市計画課企画監と課長補佐等、山梨県森林環境部大気水質保全課課長補佐及び副主査等が要請に対応しました。

国交省が2012年11/21に公表したルート帯関係図の改ざん、2/5再提出「意見概要書」の不備・不明な点などを指摘し説明を求める

1. 2012年11月21日に国交省が公表した新ルートとルート帯関係図について

国交省は改ざん的事实を認め2020年1月31

日に国交省甲府河川国道事務所ホームページで訂正し公表しました。建設計画についてのルート帯関係図の改ざん問題をはじめルート帯関係図の訂正を公表した事実を確認しているか、確認しているとしたらいつどのように確認したか説明を求めました。

■県庁答弁：高速道路推進課長

沿線住民の会のホームページを見て知った。その後、国交省甲府河川国道事務所を確認した。国でやっている事なので県が何か言う立場では無い。計画段階評価の議論に対しては影響がなかったと聞いている。

2. 現在、進められている環境影響評価の方法書の手続きについて

(1) 方法書の意見概要書等への県民等からの意見書未掲載の問題について、未掲載の問題を起こした県土整備部都市計画課内だけの調査に留まらず、建設計画の事業責任者である国交省を含めて第三者機関を設置して原因究明の徹底と防止策を講じ、その結果を公表するかについて、引き続き説明を求めました。

■県庁答弁：都市計画課企画監、課長補佐

既に未掲載問題の原因は説明しています。県の責任です。第三者機関は設けません。

(2) 2/5再提出された意見概要書等に、意見書数や意見数並びに意見概要書等の内容に不備や不明な箇所が見られます。この件について説明を求めました。

■県庁答弁：都市計画課企画監、課長補佐等

今までこんなに意見書数が多く提出された経験はないです。こちらでも確認し調査します。

3. 山梨県環境影響評価等技術審議会審議委員からは、方法書の杜撰さと環境影響評価の事業見解に様々な指摘と意見が出され紛糾する場面が続いています。知事意見の提出が予定されていますが、こうした事態についての説明を求めました。

■県庁答弁：森林環境部大気水質保全課長補佐

確かに一部の委員から方法書に具体性がないという厳しい意見が出ていたのは事実です。環境影響評価を所管する知事としてしっかり意見を出していきます。

4. 環境影響評価の方法書についての4月18日公聴会開催の中止を申し入れています。4/3北杜市でも新型コロナウイルス感染者が発生しました。山梨県の感染者数は日毎に増え、住民、事業者・農業生産者等は感染拡大の影響により、生業等が維持できるのか、生活への影響もとても心配しています。公聴会開催会場は北杜市の公共施設です。説明と回答を求めました。

■県庁答弁：大気水質保全課長

なぜ4/18に公聴会を開催しなければならないかということ、2/1に意見概要書が出されているので、90日間以内に知事意見を出すことになっているため、5/1としました。公聴会を中止すれば、住民の意見を聞く機会が無くなってしまいます。

5. 山梨県・高速道路整備促進期成同盟会の看板について

2019年から新たな看板を5か所設置していることを確認しています。山梨県が設置する屋外広告物としては、県民等への公平・公正、中立性と公益性に欠ける内容のものが、公金を使用した設置には疑問があります。設置の趣旨、根拠等について説明を求めました。

■県庁答弁：高速道路推進課長

ご指摘の通り北杜市に6カ所の設置を計画しています。現在5カ所設置済みです。山梨県、北杜市は整備促進でやっています。標語ですから…。我々は県の政策としてやっています。

山梨県庁は、中部横断自動車道は重大な瑕疵がある事業であることを国交省が認めたにもかかわらず、環境影響評価の手続きを事業者の国交省に代わって進めています。そして建設計画の重大な瑕疵については自分たちの関与すると

ころではないと主張していますが、これは責任逃れにほかなりません。

再公表された意見概要書には不備、不明の問題があり、その調査も必要です。また、新型コロナウイルスの感染拡大の中での公聴会開催は公述人、傍聴者の県民等の命を危険にさらすことにもなります。公聴会の開催に強く抗議し、中止を求めます。

3/11 北杜市へ要請と情報交換

3月11日、北杜市に対して以下の3点について要請と情報交換を行いました。市長・建設部長は出席せず、生活環境部環境課長、他1名が出席しました。

1. 中部横断自動車道（長坂以北）建設計画について。

沿線住民の会がこれまで指摘してきた2012年11月21日に公表されたルート帯関係図について、国交省は改ざんの実を認め2020年1月31日に国交省甲府河川国道事務所ホームページで訂正し公表しました。国交省には手続きの初めに戻り、直ちに中部横断自動車道の建設計画の見直しを求めています。建設計画地の行政である北杜市としての見解と説明を求めました。

国交省は、現在の1km帯は当初の3km帯を南側に寄せて絞ったルートなので住民への説明はなされている、計画段階評価は適正に行われ問題はないとしてきました。しかしこれまで7年間にわたり沿線住民の会が指摘してきましたがついにルート帯関係図、審議資料の改ざんを認めました。超党派の公共事業チェック議員の会と沿線住民の会の共同の公開ヒアリングの場や国会の国土交通委員会でも取り上げられるに至り、改ざんの実を認めざるを得なくなったものと思われます。公文書の改ざんであり道路建設計画においてこのような資料で審議され広

報してきたことは致命的な瑕疵であること、北杜市においても、私たちが排除されて開かれた「活用検討委員会」でもこの間違った資料で審議されたことに北杜市としてどのように対応するのか検討すべきであること。等々を指摘し、説明を求めました。

市：ルート帯関係図の訂正を知らなかった

2. 現在、強引に進められている環境影響評価の方法書の手続きについて。

国交省、山梨県による環境影響評価の方法書の手続きでは意見概要書への県民等からの意見書の未掲載問題により、手続きのやり直しが行なわれる事態となっています。山梨県環境影響評価等技術審議会では、審議委員からは方法書の杜撰さと意見概要書についての様々な指摘と意見が出され紛糾する場面が続いています。特に北杜市は以前、活用検討委員会において「道路プラン」を策定した経緯があります。市長意見の提出が予定されていますが、方法書に関する北杜市の見解と説明を求めました。

とにかく方法書が杜撰である。まず、どのようなものを作るのか明らかでないこと、使用している地図も相当古いものであり実情に合わないところが有ること、一番影響を受けると思われる場所の水象について調べないこと等々問題がある。北杜市の環境・水・観光・農業・商業等地域特性を考慮しなければならない。県も市も行政としてこれらに対応しなければ、この後問題になってくること等を指摘しました。

市：市長意見の作成の際に参考にする

3. 3月22日の公聴会の開催について

3月6日に隣接する長野県南牧村「滝沢牧場」に勤務する従業員が新型コロナウイルスに感染していたことが公表されました。住民、事業者等は、感染拡大による深刻な事態が発生するかもしれないこと、生活、生業等を維持出来るの

かなど、大きな心配をしています。こういう事態の中で3月22日の公聴会の開催が予定されています。そのことについての見解と説明を求めました。

南牧村と北杜市では人の行動範囲・生活圏が重なっていて市民は大変不安に思っている。このような中で公聴会の開催は止めてもらいたいこと、手続きありき・22日ありきでなく中止すべきであることを申し入れました。

北杜市民が県庁へそのような事情を電話をして聞いたところ職員から「北杜市次第だ」と言われたことを紹介すると、環境課長は「ひっかかる・・・」と言われました。

市：「建設部長、副市長とも話をする」「コロナの件は県にも言うておく」と答えました。

(その後公聴会の開催日は4月18日に延期されました。しかし、いま新型コロナウイルスへの対応として県知事が東京・関西方面への移動の自粛を県民に求めています。このような中、4月18日に開催して安全にできるのか、また県民に自粛を求めていることと矛盾する行為ではないでしょうか)

2.13 石木ダム強制収用を許さない！東京行動

治水・利水の両面で必要性のないダムだと明らかな長崎県・石木ダム建設のため、ダム湖に沈む川原（こうぼる）地区13世帯の人たちの住まいや田畑が、2019年9月強制収用され、ふるさとが奪われようとしています。ダム水没予定地の13世帯は、3代に渡って半世紀も苦しめられ続けてきました。全世帯が補償金の受け取りを拒否しています。そこにはこれまで培われた素晴らしい地域社会とそれを育む自然があるからです。現在も長崎県は工事を強行していますが、現地の皆さんは、連日、早朝から工事現場に座り込み、石木ダムの工事の中止を求めてたたかいを続けてい

ます。

2.13 東京行動に参加しました。まず最高裁判所前で「最高裁上告決起集会」を行い、高裁判決は問題のある地元行政のやり方を裁量権の名の下でそのまま認めたもので、司法の役割放棄で認められない、と改めて上告の目的等を確認しました。

国交省・厚生労働省へ事業の見直し、事業認定取り消しを迫る

その後は衆議院第1議員会館で超党派国会議員連盟「公共事業チェック議員の会」と共に石木ダムに対して巨額の補助金を支出しつづける厚生労働省・国交省への公開ヒアリングを行いました。厚生労働省水道課に対しては佐世保市の石木ダム建設計画事業の杜撰な再評価により水需要予測と保有水源量の過小評価等で、未だにダムの必要性を強引に作り上げていることについて、その必要とする具体的な根拠などを示すなど、佐世保市が行っている再評価に関わる様々な問題について、ダムの国庫補助金制度の対象となり得るのかを含めて事業の必要性の見直しを行うなど、長崎県・佐世保市に対して厳正に対処することを求めました。国交省土地収用管理室に対しては、事業認定取消審査請求への対応に対して再評価の際に指摘されている多くの問題、データ不在問題等を指摘し、石木ダム事業認定は、治水・利水両面とも、①事業による利益と不利益の比較考量ができない、②事業の緊急性も認められない。よって、事業認定を取消すと決定するしかないという見解を求めました。

現地13世帯を代表して岩下さんが力強い挨拶

こうばる地区に住む岩下和雄さんからは、昨年、収用委員会の裁決が出て、9月19日に全ての土地が収用された。11月18日以降は家に住む権利も奪われた。毎月出て行ってください



との文書が届く。しかし、私たちは屈しない。補償金も受け取っていないのに莫大な税金が課せられたが、それは供託金を税務署が差し押さえる形で処理してもらった。もう怖いものはない。私たちはダムが止まるまで抗議の座り込みを続ける。そしてここに住み続ける。それができるのは…（言葉が途切れ、しばらくして涙声で）…皆さんの支援のおかげだ。今後とも本当によろしく願います。（大きな拍手）と語られました。（石木川まもり隊HPより）

その後も弁護士報告や石木ダム強制収用を許さない議員連盟の設立と参加の呼びかけ、支援者によるエールが続きました。最後に東京行動宣言として①起業者には「不要な石木ダム事業の中止」を求める。②国土交通省と厚生労働省には、「事実確認とこれまでとってきた方針の見直し」を求める。③そして最高裁判所には、「行政の裁量権を第一にするのではなく、その事業の必要性を事実即して判断すること」を求めるとし、必要性のない石木ダムの中止、川原(こうばる)13世帯の生活破壊阻止、多くの皆さんと力を携えて必ず実現させようと参加者一同賛同の力強い拍手で確認し合いました。（東京行動宣言より）

私たち中部横断自動車道沿線住民の会は、ダム水没予定地の長崎県川原に住み続けている13世帯の皆さんの「川原にダムをつくらせない！」の想いと頑張りに、私たちの「八ヶ岳南麓(山梨県北杜市)に高速道路をつくらせない！」の想いを重ね、取り組みを続けていきたいと思えます。

◇全国の皆さんに支援を呼びかけています。

石木ダム建設絶対反対同盟
 石木川まもり隊 <http://ishikigawa.jp/>
 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会
 石木ダム・強制収用を許さない県民ネットワーク
ishiki.network@gmail.com
 石木ダム対策弁護団
 水源開発問題全国連絡会（水源連）
<http://suigenren.jp/damlist/dammap/ishikidam/>
 石木ダム強制収用を許さない議員連盟
info@ishiki-giin.com

2/25 小淵沢太陽光発電訴訟

次回から意見陳述と反対尋問を予定

2月25日第16回口頭弁論が甲府地裁にて行われました。太陽光発電設備の撤去と損害賠償を求めたこの裁判も4年が過ぎました。小淵沢町下笹尾で乱開発され裁判中にも拘らず今もなお増設を進めている被告SunLink株式会社（本社 東京板橋区）の無神経極まりない行為に怒りが止まりません。一般的な民事訴訟の第一審は二年が目安とされますが本件裁判は異例の長期にわたっています。

これまで裁判所に提出された原告準備書面に対し、反論等意見があれば裁判所に提出するよう裁判長に促されていましたが、被告は一切の反論や意見等を提出せずダンマリを続けています。一方、原告側は被告が提出した準備書面について具体的かつ詳しい反論を継続的に行っています。

次回、原告側は渡部さん他2名、並びに被告Sunlink（株）社長小林氏の意見陳述と反対尋問が6/2（火）6/23（火）の二回に分けて行われます。

その後は最終準備書面を提出後、秋頃には結審となる見込みです。

原告団の皆さんは、北杜市のみならず全国の太陽光発電施設による被害者の皆さんの指針となるべく、勝利判決を勝ち取るまで粘り強く活動を続けておられます。私達も傍聴による支援を継続したいと思います。

2/24 JR東海に「リニアはいらない」の抗議の声！

2月24日、「リニアはいらない！2.24 統一行動実行委員会」の主催で、山梨県内のリニアに反対する住民団体、環境保護団体、政党など幅広い参加のもとで、山梨県で初めてのリニア建設反対のデモと抗議行動が行われました。

甲府市総合市民会館の南口で開催された小集会では、リニア沿線の住民や関係者、政党代表から取組の現状報告と建設反対の熱気が高まったアピールがあり、その後JR東海の事務所のある南甲府駅までデモ行進を行いました。山梨県で初めてのリニア建設に反対する大規模なデモは通る車や通行人の注目を集め、宣伝カーから流れる「リニアはいらない、南アルプスにトンネルを掘るな！」の声を多くの人に訴えました。

JR東海の事務所のある南甲府駅では、休日であることを口実としてJR東海は抗議文の受け取りを拒否するという暴挙に出ましたが、デモの参加者は事務所前で抗議文を読み上げリニア建設工事の中止を強く求めました。



■リニア工事差し止め裁判

第4回予定 5月19日（火）11:00～
 場所 甲府地方裁判所

